

## 台帳記載事項証明書交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法（以下「法」という。）第12条第8項の規定に基づく台帳並びに京都市都市計画局建築指導部建築審査課（以下「建築審査課」という。）で管理された建築確認等受付カード及び建築確認等受付台帳（以下これらを合わせて「台帳」という。）に記載された事項を証明する書面（以下「台帳記載事項証明書」という。）の交付事務について必要な事項を定めるものとする。

(証明の対象となる台帳記載事項)

第2条 台帳に記載された事項のうち、台帳記載事項証明書の交付を請求することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内において、法第6条第4項若しくは第18条第3項の規定に基づく確認済証又は第7条第5項若しくは第18条第18項の規定に基づく検査済証の交付を受けた建築計画（第87条第1項、第87条の2及び第88条において準用する場合を含む。）に係る事項
  - (2) 本市の区域内において、指定確認検査機関により法第6条の2第1項の規定に基づく確認済証又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた建築計画（第87条第1項、第87条の2及び第88条において準用する場合を含む。）に係る事項
- 2 前項に掲げる事項のうち、台帳記載事項証明書には、次に掲げるもの（記載事項に変更がある場合は、変更後の記載事項。）を記載する。

- (1) 建築主
- (2) 建築場所
- (3) 台帳の種類（建築物、建築設備又は工作物）
- (4) 主要用途（建築物の場合のみ）
- (5) 確認済証交付年月日及び確認済証番号
- (6) 検査済証交付年月日及び検査済証番号

(台帳記載事項証明書の請求)

第3条 台帳記載事項証明書の交付を請求する場合は、別記様式による台帳記載事項証明書交付請求書を建築審査課に提出することにより行う。ただし、建築計画概要書等窓口閲覧システム（以下「閲覧システム」という。）に必要な内容を入力することで、これに代えることができる。

(手数料)

第4条 手数料は京都市証明等手数料条例第10条に定めるところによる。

- 2 閲覧システムより出力されるレシートは、台帳記載事項証明書の発行に要し

た費用を証する書類とする。

(交付場所等)

第5条 台帳記載事項証明書を交付する場所は、建築審査課とする。

2 台帳記載事項証明書交付事務の取扱時間は、次のとおりとする。ただし、建築審査課長は必要があると認めるときは、取扱時間を変更することができる。  
事務の取扱時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(その他)

第6条 建築審査課長は必要があると認めるときは、台帳記載事項証明書の交付を請求しようとする者に対して、身分を明らかにする書類の呈示を求めることができる。

2 建築審査課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、台帳記載事項証明書の交付の請求を禁止し、又は制限することができる。

(1) 本市の台帳記載事項証明書交付事務に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 職員の指示に従わないとき。

(3) 著しく大量に台帳記載事項証明書の交付を請求するとき。

(4) 営利目的により台帳記載事項証明書の交付を請求することが明らかなき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、建築審査課長が不相当と認めるとき。

附 則

この要領は、平成29年4月3日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月26日より施行する。

別記様式

台帳記載事項証明書を受領した。
年 月 日

## 台帳記載事項証明書交付請求書

(あて先) 京都市長	年 月 日
請求者の住所	請求者の氏名

建築確認等に関する台帳に記載された次の事項についての証明書の交付を請求します。	
建 築 主	氏名(法人にあつては名称及び代表者名)
建 築 場 所	京都市 区
台 帳 の 種 類	
主 要 用 途	
確認済証交付年月日 及び確認済証番号	年 月 日 第 号
検査済証交付年月日 及び検査済証番号	年 月 日 第 号

(備考)

確認済証を発行した機関等:

検査済証を発行した機関等:

# 台帳記載事項証明書

建 築 主	氏名(法人にあつては名称及び代表者名)
建 築 場 所	京都市 区
台 帳 の 種 類	
主 要 用 途	
確認済証交付年月日 及び確認済証番号	年 月 日 第 号
検査済証交付年月日 及び検査済証番号	年 月 日 第 号
上記記載事項は建築確認等に関する台帳のとおりであることを証明します。  年 月 日  京都市長 門川 大作	

(備考)

確認済証を発行した機関等:

検査済証を発行した機関等: